

平成29年4月11日（火）
山口 和之 議員（無）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 速記官のいない裁判所が存在する状況は、「各裁判所に裁判所速記官を置く。」と定める裁判所法第60条の2第1項に反するのではないかと、法務当局に問う。

- ・ 裁判所法第60条の2第1項の「各裁判所に裁判所速記官を置く。」との規定は、裁判所速記官という独立の官職を設置することを定めるとともに、各裁判所に配置し得ることを規定したものであるが、必ずしも、各裁判所に全て配置することを要する趣旨ではないものと解される。
- ・ したがって、裁判所速記官の配置されていない裁判所が存在することは、裁判所法第60条の2第1項に反するものではないと理解している。

（参照条文）

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第六十条の二（裁判所速記官） 各裁判所に裁判所速記官を置く。

2 裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

3 裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

（参考）

裁判所法上、裁判所調査官（裁判所法第57条第1項）、裁判所技官（同法第61条第1項）等にも同様の規定があり、同様の解釈がとられている。

平成29年4月11日（火）
山口 和之 議員（無）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

2問 政府は、速記官制度の存続について、どのような方針か、近い将来、裁判所法第60条の2第1項を変更する予定はあるのか、法務当局に問う。

- ・ 速記官制度を含めた裁判所の人的体制の在り方については、司法権を担う最高裁判所において、まずは判断されるべきものと理解。

法務省としては、裁判所の人的体制の在り方について、裁判所関係の法律を所管する立場から、最高裁判所の意向を踏まえた上で、適切に対応して参りたい。

- ・ （その前提の上で、御指摘の）裁判所法第60条の2第1項については、現時点で、改正の予定はない。

（参照条文）

○裁判所法（昭和22年法律第59号）

第六十条の二（裁判所速記官） 各裁判所に裁判所速記官を置く。

2・3（略）

（参考）

平成28年12月1日現在の裁判所速記官の現在員は195名。

平成29年4月11日（火）
山口 和之 議員（無）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 弁護士強制制度が採られている場合とそうでない場合のそれぞれのメリット・デメリットについて、法務当局に問う。

〔弁護士強制制度が採られていない場合〕

- ・ 弁護士強制制度が採られていない現行の民事訴訟制度下においては、当事者本人による訴訟追行、いわゆる本人訴訟が可能とされているところ。
- ・ 本人訴訟においては、紛争当事者本人が訴訟手続に主体的に関わることで満足感を得る場合もある（メリット）反面、
 - ① 訴訟追行上の不手際から、本人自身が不利益を受ける場合がある
 - ② 訴訟審理において、本人の言い分の整理に相応の時間と労力を要するなどといった点も指摘されている（デメリット）。

〔弁護士強制制度が採られた場合〕

- ・ 一方、弁護士強制制度については、
 - ① 本人の言い分が弁護士により法的に整理されて主張が展開されることによって、本人の権利保護が図られる
 - ② 裁判所の後見的関与が不要となり、裁判所の中立性・公平性が保たれるなどの利点（メリット）があると考えられる反面、本人訴訟を望む者については、かえって訴訟提起が阻害されてしまうなどの問題（デメリット）があると指摘されている。

（参考）

平成23年7月 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（施策編）

(抜粋)

「本人訴訟における審理の適正・迅速化を図る観点から、前記の諸施策により弁護士へのアクセスを一層改善することに加え、弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を追行する当事者の割合が増加している現状をも踏まえ、弁護士強制制度の導入について、部分的導入の可能性も含め、検討を進める。」

平成29年4月11日（火）
山口 和之 議員（無）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 民事訴訟の事件数が増加しないことについて、政府として、どのような問題があると考えているのか。また、民事訴訟の事件数を増加させるために、政府として、どのような対策を行っているのか、法務当局に問う。

- ・ 民事訴訟の事件数については、景気を始めとする経済状況のほか、国民の権利意識の変化や、司法アクセスの状況等の様々な要因により影響されるものと理解しており、訴訟事件数の動向について、その原因を一義的にお答えすることは困難。

そして、事件数の増減自体を一定の方向で評価することについては、様々な意見があり得るところ。

- ・ 政府としては、民事訴訟の事件数そのものを増加させることを直接の目的とする施策はこれまで講じていないが、一方で、国民の司法アクセスを一層向上させるための取組が必要であるとの観点から施策を講じてきたところ。

その一例として、法テラスの司法過疎地域事務所の設置等による司法アクセスの向上の取組がある。

その結果、地方裁判所支部の管轄単位（203か所）で弁護士が全くいないか、一人しかいない地域である弁護士のゼロワン地域も、平成16年10月当時には合計51か所（ゼロ16，ワン35）あったのが、平成20年10月には合計20か所（ゼロ0，ワン20）となり、平成29年4月には

合計2か所（ゼロ0，ワン2）まで減少している。

今後とも，このような司法アクセス向上のために必要な取組を行ってまいりたい（注）。

（注）国民の裁判所へのアクセスを容易にするための対応としては，このほか，民事訴訟手続の見直しや，利用者の費用負担の軽減，利用相談窓口の充実等の支援が考えられる。

（参考）近年，民事第一審訴訟事件（全体）の新受件数の減少傾向が続いているが，これは，過払金等事件（「金銭のその他」）の新受件数の減少によるものであり，それ以外の事件の新受件数はほぼ横ばいである。